

咬傷犬検診表(1回目)

年 月 日

検診者

○ 異常 △ ? × 異常なし

※この検診表は診断書ではありません

検診実施項目	○ △ ×	検診実施項目	○ △ ×
瞳孔の散大、縮少、左右の差		皮膚の知覚過敏	
眼球の陥没、顔貌変化		身体に咬傷、その他の傷の有無	
眼光異常、充血		歩行傷害	
光に対する反射反応		後躯麻痺の有無	
鼻の乾湿状況		直ぐ興奮し、攻撃的動作	
流涎の有無		神経過敏的恐怖症の有無	
歯牙欠損状況		呼吸困難の有無	
喘吐形跡		類症鑑別	
口辺出血の有無		神経型ジステンパー	
吠声異常		脳炎	
食欲異常、異嗜異常		食道虫症	
採食異常、えん下異常		伝染性肝炎	
水、油に対する反応		消化器型の疾病	
咳(乾咳、湿咳)		仮性狂犬病	
糞尿の排泄障害		その他局部的疾患、疾病	
被毛の光沢異常			

※2回の検診後、検診を行った獣医師の診断書(任意様式)を添付するか、咬傷犬検診表(2回目)の裏面に検診結果を記入してください。

咬傷犬検診実施要領

第 1 目的

この要領は、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)、滋賀県動物の保護および管理に関する条例に基づき咬傷犬の検診を適正に行うことにより県民の狂犬病に対する不安を一掃し、公衆衛生の向上に寄与するものとする。

第 2 検診体制

1 検診者

- (1) 飼育者が明確な犬については、飼育者の責任で動物愛護センター狂犬病予防員あるいは一般開業獣医師が検診する。
- (2) 飼育者不明犬、所有権放棄犬については、動物愛護センター狂犬病予防員が検診する。

2 検診期間と回数

咬傷犬の検診日数は狂犬病予防注射および咬傷動機等により次のとおり区分し実施する。

- (1) 狂犬病予防注射済で咬傷動機の明確な犬については検診期間を 1 週間とし、咬傷直後 1 回と 1 週間後 1 回計 2 回とする。
- (2) その他の場合は 2 週間 2 回以上とする。

第 3 臨床診断等

臨床診断に当たっては既往症特にジステンパー神経型との類別に注意するだけでなく、その犬の性質、習慣、特に咬傷動機、環境、咬癖の有無など精密に調査の上別添実施項目を充分チェックした後現症を判断すること。

第 4 事後指導通知

- (1) 被咬傷者に対しては検診結果を保健所長から通知すること。
- (2) 検診において異常を認めた場合は直ちにその旨を保健所長に報告すること。
- (3) 未登録犬は直ちに登録するよう指導し、未注射犬については必ず検診終了後注射を受けるよう指導すること。

滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成 6 年 3 月 30 日 滋賀県条例第 13 号) (事故発生時の措置)

第11条 特定動物または犬の飼い主は、飼養する特定動物または飼い犬が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、飼い犬が人をかんだときは、飼い主は、狂犬病の疑いの有無について、直ちに獣医師に当該飼い犬を検診させなければならない。

3 飼い主は、前項の規定による検診の結果が判明したときは、速やかにその結果を知事に届け出なければならない。

咬傷犬検診表(2回目)

年 月 日

検診者

○ 異常 △ ? × 異常なし

※この検診表は診断書ではありません

検診実施項目	○ △ ×	検診実施項目	○ △ ×
瞳孔の散大、縮少、左右の差		皮膚の知覚過敏	
眼球の陥没、顔貌変化		身体に咬傷、その他の傷の有無	
眼光異常、充血		歩行傷害	
光に対する反射反応		後躯麻痺の有無	
鼻の乾湿状況		直ぐ興奮し、攻撃的動作	
流涎の有無		神経過敏的恐怖症の有無	
歯牙欠損状況		呼吸困難の有無	
喘吐形跡		類症鑑別	
口辺出血の有無		神経型ジステンパー	
吠声異常		脳炎	
食欲異常、異嗜異常		食道虫症	
採食異常、えん下異常		伝染性肝炎	
水、油に対する反応		消化器型の疾病	
咳(乾咳、湿咳)		仮性狂犬病	
糞尿の排泄障害		その他局部的疾患、疾病	
被毛の光沢異常			

※検診を行った獣医師の診断書(任意様式)を添付するか裏面に検診結果を記入してください。

検診結果

(飼い主)

氏名:

住所:

電話番号:

(犬の情報)

名前:

種類:

性別:

毛色:

生年月日:

マイクロチップ番号:

上記の犬は、2回の検診結果から、現時点において狂犬病を疑う兆候は見られませんでした。

年 月 日

獣医師名

動物病院名

動物病院所在地